

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年10月3日

横浜市契約事務受任者
横浜市みどり環境局長 鈴木貴晶

1 契約の概要

排水管の詰まりによって排水が逆流し大通り公園旧詰所の浸水が発生したため、緊急の排水作業を実施。併せて管の状況調査及び詰まりの解消のための清掃作業を行う。

2 履行（納品）場所

中区長者町5丁目55-2（大通り公園）

3 契約日

令和7年9月2日

4 履行日又は履行期間

令和7年10月17日まで

5 契約金額

¥392,700(概算)

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市金沢区鳥浜町4番地5

清美工営株式会社 代表取締役 佐藤 裕子

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

排水管の詰まりにより排水が逆流し、園内の旧詰所等に浸水が発生した。速やかに浸水を解消し、原因を究明する必要があるため、浸水した水の排水と排水管の調査、清掃を行う必要があった。通常の契約手続きを行う暇がないものに該当することから、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき緊急契約を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

大通り公園の貯水槽の清掃を委託内容に含む、横浜公園ほか3公園噴水設備等点検清掃委託を履行している業者であり、浸水時に立ち会っているため現地の状況を熟知し、迅速かつ適切に本件を履行することが可能な人員及び資機材を有しているため。

9 所管課

みどり環境局南部公園緑地事務所(都心部公園担当)